

## いじめ重大化を未然防止するために

文部科学省とこども家庭庁は令和7年11月に「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」と「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」を公表しました。

いじめの「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法に基づき、学校設置者（教育委員会等）や学校が速やかに組織的・第三者的な対応を行う必要がある深刻な事案を指します。法では、主に次のように定義されています。

- 【第1号】 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある  
⇒自殺を企図した、心身に重大な被害を被った、いじめを理由に転校した など
- 【第2号】 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされた疑いがある  
⇒「相当の期間」とは、年間30日の欠席を目安とする

上記に該当するいじめ重大事態発生件数は年々増加傾向にあり、4年連続で過去最多を更新中です。令和6年度は全国で1,404件になりました。ひとたび重大事態になると、詳細な調査、第三者委員会の設置、報告などに膨大な時間と労力を割かざるをえず、教育委員会・学校は疲弊していきます。いじめ事案が重大事態になる前に早期対応・組織的対応を徹底し、解消していくことが重要です。

文部科学省は学校がいじめの重大化を防止するために、上記の二つの資料を活用してほしいと考えています。「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」は、いじめの重大化を防ぐための対応と、重大化につながりうる要素・特徴という2観点で整理されています。先生方にとってはごくごく当たり前と感じられることが書かれていますが、それらが全国の数多くの事例を調査・分析した上でまとめられていることがポイントです。いじめを重大化させないための「セオリー」として活用されることが望まれます。

### 「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」に書かれていること

#### 【1-1】 児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応

##### ○報告書から読み取れた重大化のプロセス

- ・児童生徒が悪口を言われるなどのいじめを受けていることを訴えた際に、深刻に受け止めず聞き流しておくよう助言するにとどまり、当該児童生徒の気持ちや希望する対応を確認せず、いじめを行った児童生徒にも十分指導しなかった結果、当該児童生徒へのいじめが長期化し、その結果不登校状態に至った。
- ・児童生徒がアンケートにいじめに関する内容を記載したが、担任は日頃の様子から単なる児童生徒間トラブルと認識し、当該児童生徒が困っていることや悩んでいることについて丁寧な聞き取りをせず、本質のないいじめ解決につながらなかった。

##### ○対応のポイント

- ・児童生徒からいじめや人間関係のトラブルについて訴えや相談があった場合は、決して後回しにせず「まずは話を聴く」姿勢をとり、トラブルが生じた理由や全体像を丁寧に探ろうとする態度が重要。対応する大人の側の思い込みや先入観にとらわれていないか、自己点検しながら対応することが求められる。
- ・アンケートに記述があつたにもかかわらず、どのような対応を望んでいるかを確認したり、事実の聴き取りをしたりせず、児童生徒間の問題として処理してしまう場合があつた。こうしたきめ細かな対応の漏れが重大化につながりうることから、いじめの兆しを感知したら、迅速で丁寧な聞き取りを行う必要がある。

それ以外にも次のような内容がまとめられています。

【1-2】 言葉以外のサインの察知

【1-3】 特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解

- 【1-4】 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援
- 【1-5】 児童生徒が傍観者にならないための環境づくり
- 【1-6】 いじめ対策における組織的対応
- 【1-7】 いじめを行った児童生徒への対応
- 【1-8】 地域の関係機関との連携
- 【1-9】 保護者・地域と協働したいじめ対策
- 【1-10】 法、基本方針、ガイドラインに基づく対応
- 【2-1】 教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ
- 【2-2】 進級・進学、転校等の環境の変化
- 【2-3】 交際関係の開始・解消、性的ないじめ
- 【2-4】 インターネット・SNSにおけるいじめ
- 【2-5】 閉鎖的な集団におけるいじめ



## 「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」の内容

一方、「いじめ重大化を防ぐための研修用事例集」は、留意事項集で示した15の留意事項を踏まえて、教職員の対応力向上を目的として作成されました。小・中・高の架空事例が二つずつ取り上げられており、事例を読むだけでかなり参考になるでしょう。この事例集は校内研修などで活用されることが想定されており、研修の基本的な流れやワークシート、ファシリテーターへの留意事項が具体的に示されています。

### 《小学校教職員向け》

- 【事例①】 発達の特性によるコミュニケーションの行き違いから生じたいじめ事案
- 【事例②】 地域で気付かれたサインと学校の対応のずれ違い

### 《中学校教職員向け》

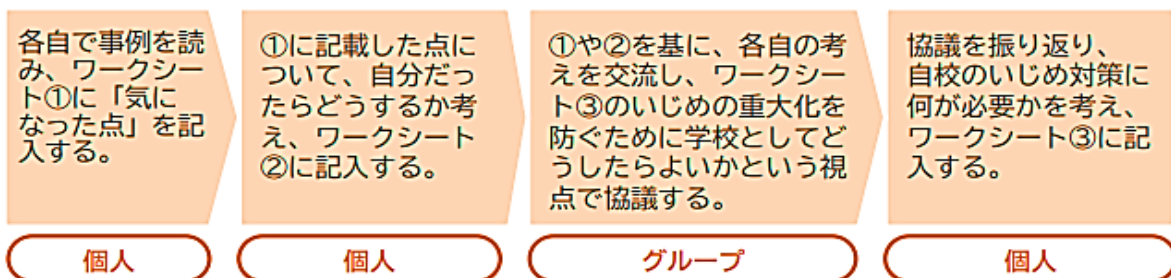
- 【事例③】 担任の思い込みと聴き取り不足による対応の遅れ
- 【事例④】 進学直前に起きた SNS いじめと学校の対応

### 《高等学校教職員向け》

- 【事例⑤】 部活動の閉鎖的な環境におけるいじめ事案
- 【事例⑥】 固定化した人間関係における性的ないじめと学校の対応



### 《校内研修の進め方例》



## ファシリテーターの方へ

### 【事例検討の導入時のポイント】

- ・誰の発言に対しても批判・非難しないというルールを示し、安全・安心な場を確保します。
- ・最終的には「自校のいじめ対策に何が必要か考える」というゴールイメージを開始時に共有し、参加者に見通しを持たせます。

### 【事例検討の進行時のポイント】

- ・考えを発表する場を設定し、同様の意見を挙手で確認したり、「なぜそう考えましたか？」と質問したりすることで、対策のポイントや新たな発見に気付くことができるようにします。
- ・振り返りでは、協議で出た意見を参考に、具体的な行動目標が立てられるよう助言します。



各学校におかれましては、いじめ認知をためらうことなく、それらが重大事態につながらないよう本資料をご活用いただくとともに、組織的対応・早期対応に取り組んでいただきますようお願いいたします。